

# 令和5年度小田原市脱炭素先行地域づくり事業プロジェクト管理支援業務委託 仕様書

## 1 背景・目的

本市（以下、「委託者」という。）が、東京電力パワーグリッド株式会社と共同提案し、環境省より脱炭素先行地域として選定された「脱炭素先行地域計画」に位置付けた事業を円滑に実施するため、プロジェクト管理の支援を行うことを目的とする。

本市の脱炭素先行地域計画提案書については、下記を参照すること。

環境省ホームページ：

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/preceding-region/2nd-teiansyo-09.pdf>

## 2 業務期間

契約締結日から令和6年（2024年）3月31日まで

## 3 履行場所

小田原市内

## 4 業務内容

上記の目的を達成するため、以下の業務を実施すること。

受託者は事業の目的を踏まえ、委託者やその他業務の受託者、関係省庁、関係事業者等と緊密に連携を図り、適正な業務履行に努めることとする。

### (1) 推進体制における連絡・協議支援

委託者が公募・指定する、脱炭素先行地域計画に位置付けた事業に参画する関係事業者（30社程度）に対し、進捗状況、課題、今後の取組等のヒアリングを行う。ヒアリングは、各社2回程度、オンラインで行うことを想定する。

必要に応じ、関係事業者が実施する事業間の調整を支援する。また、関係事業者が参加する、情報共有等のための連絡会議の運営支援を行う。会議は1回の開催、100名程度の参加を想定する。出席者への連絡・調整、資料の集約・配布、当日の受付、会議の進行、議事概要の作成、オンラインで行う場合には会議の設定・運用等を行う。

### (2) 進捗状況報告の作成支援

委託者が国に提出する、進捗状況管理簿の作成を支援するため、以下のデータ収集、推計、集計等を行う。データの収集は、委託者からの提供に加え、関係事業者等へのヒアリング、関係者の同意の上でのデータの購入、アンケート等により行う。推計を行う場合は脱炭素先行地域計画提案書に記載された推計方法を基とし、必要に応じ改善を検討する。集計は2回程度行うことを想定する。

ア 総事業費、事業実施件数

イ 再エネ設備導入量、発電量（年間量）

ウ 脱炭素先行地域計画の対象施設の電力需要量（年間量）、省エネ電力量（年間量）、契約電力メニュー

エ CO2削減量（推計値・年間量）

オ 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金以外の国による補助制度の活用状況

カ 地域のエネルギー関連収支改善額（推計値）

### (3) 商店街への対応窓口

脱炭素先行地域計画の対象施設である、商店街団体加入店舗入居施設（120 施設程度）の所有者等に対し、別途関係事業者が実施する事業（省エネ診断・設備更新・運用改善支援、カーボンフリー電力メニューの提供、新規顧客獲得支援、融資等を想定）について、包括的な説明、調整等を行う。そのため、全体概要に関する資料を作成し、委託者の指示により、施設所有者等に説明を行う。

あわせて、市が実施する施設の現状やニーズ等についてのアンケート調査結果を基に、施設所有者等に対し、ニーズに応じた事業を実施する事業者とのマッチング・調整、別途委託者が交付する補助金への申請支援、別途関係事業者が実施する複数の事業をとりまとめた結果の報告、問合せ対応等を行う。

これらを実施するため、委託者の指示する日から履行期間の間、平日週 3 日以上、9 時から 17 時の間対応できる電話・メール・FAX の窓口、現地訪問できる体制を構築する。

また、これとは別に、1 か月間程度、委託者の指示により、積極的に訪問・説明できる体制を構築する。駐在場所は問わないが、市内に駐在する場合、1 名分の座席・電話回線を委託者から貸与を受けることができる。

### (4) 再エネポテンシャル・系統接続可能性の見える化の検討

脱炭素先行地域に供給できる再エネ発電量を推計するため、サンクル<sup>1</sup>を運営する東京電力ホールディングス株式会社と共に、同サイトのシステムを基に市内の事業所ごとに、屋上に設置できる太陽光発電容量、発電量、節電・売電金額、CO2 削減量を試算する。

また、脱炭素先行地域計画の対象施設に供給する再エネの導入に当たっての課題を把握するため、同社との連携により、配電用変電所立地状況等の情報を収集し、配電用変電所からの距離等を踏まえ、配電網系統容量の空きの可能性を見える化する検討を行う。

なお、同社の連絡先については、「実施要領 9 質疑・回答」の手続きに関わらず、「実施要領 18 問い合わせ先」あてに問い合わせること。

### (5) 講演会の開催

脱炭素先行地域計画の成果・進捗を市民や事業者にも周知するため、講演会を開催する。講演会は、1 回の開催、100 名程度の参加を想定する。会場は委託者が確保し、その費用についても委託者にて負担する。講師及び講演の題材については提案とするが、その実施に当たっては委託者と協議の上、決定すること。なお、招聘する人物の謝礼、交通費等を含め、その費用については受託者にて負担すること。講師への連絡・調整、資料の集約・配布、参加者の募集用の周知資料作成、参加者の事前登録受付、当日の受付、会場の設営、講演会の進行等の運営全般を行う。なお、参加者の募集については委託者にて行う。

---

<sup>1</sup> 住所入力だけで屋根の方角や傾きなどから日射量を算出し、節電・売電金額や環境負荷を試算できる太陽光発電導入支援サイト。「小田原市×サンクル」(URL : <https://suncle.jp/odawara>)

(6) 全体報告書の作成

(1)～(5)で実施した業務内容を報告書としてとりまとめること。

5 再委託について

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面で本市の承諾を得なければならない。

6 業務体制

本業務の履行に当たり、担当者を3名以上配置すること。  
うち1名は、業務を総括管理する責任者とする。

7 関連計画等

計画策定に当たっては、以下の本市の既定計画等を踏まえた内容とする。

	計画等名称	策定期間（最新改訂）
1	第6次小田原市総合計画	令和4年3月
2	第3次小田原市環境基本計画	令和4年7月
3	小田原市気候変動対策推進計画	令和4年10月

8 貸与資料

本業務を履行するに当たり必要な資料等のうち、本市が所有するものについては、可能な範囲で貸与する。

9 成果物

本業務で作成・取得した資料・電子データ等については、委託者が指定する期日までに提出すること。形式の定めがないものについては、本市が加工可能な形式の電子データを提出すること。業務完了時に、作成した電子データ一式をCD-R又はDVD-Rで提出すること。

10 損害賠償

受託者は、本業務実施中に生じた諸事故や第三者に与えた損害について一切の責任を負い、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うこと。

11 秘密の遵守

- (1) 受託者は、業務の遂行に当たり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、その他の法令を遵守し業務を行い、業務遂行に当たり個人情報を取り扱う場合には、その取り扱いに十分に留意し、漏えい、滅失、き損の防止及びその他適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (2) 受託者は、業務を遂行するに当たり、業務上知り得た情報を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりすることはできない。契約期間が終了した後も同様とする。

12 その他

この仕様書に定める事項に疑義が生じた場合又は定めのない事項については、必要に応じて双方協議して定めるものとする。